

新型コロナウイルス感染予防対策

弊連盟では上記の大会において、公益財団法人日本陸上競技連盟の新型コロナウイルスの感染拡大防止のガイドランスを参考に作成したこの感染症予防対策に基づき、また開催府県である大阪府と調整を行った上運営を行います。

安全、安心な大会運営を目指しますので遵守をお願いします。なお、守っていただけない場合は、参加（入場）を認めない、また参加（入場）していても競技場から退場していただくことがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

I 基本注意事項

1. 3密を回避

- ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策
- ② 密集場所（多くの人が密集している）の対策
- ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離で会話や発声が行われる）の対策

2. 感染症対策

- ・こまめな手洗いを推奨し、多くの人が頻繁に触れる箇所は清掃・消毒し、環境を清潔に保つ。
- ・マスクを着用し、咳をする際には、咳エチケットにより飛沫を飛ばさないようにする。
- ・関西 IC ロードの部に関わる全ての人の体調管理を徹底する。

II 大会開催にあたっての配慮事項

(1) 競技者及びチームスタッフに対し実施すること

- ① 競技会 1 週間前から及び 2 週間前までの体調管理および検温を義務付ける。
- ② 大学代表者は、*参加者全員の体調を確認した証明として「確認書」を、第 1 次招集完了時刻までに正面玄関受付へ提出する。なお、当日「確認書」を提出しない大学の競技会出場を認めない。

*「参加者」とは、選手、大会関係者、当日入場する学連登録者を指す。

「確認書」：本大会へ参加する大学関係者すべての体調を確認し、体調管理チェックシートの記載も確認した旨を証明する書類。提出が遅れる場合、事前に理由と共に弊連盟まで連絡すること。

※本大会参加者より提出された書面は個人情報取り扱いに十分注意しながら大会終了後 1 ヶ月間保管する。

- ③ 体調が不確かな競技者がいた場合は、医師の指示状況により参加を許可しない。
- ④ 競技中を除きマスクの着用を義務とし、マスクをしていない人に対し注意を促す。
- ⑤ ミーティング等は、競技場内、競技場周辺等いかなる場所においても禁止とする。
- ⑥ 運動中につばや痰を吐くことは禁止とする。
- ⑦ 参加大学の当日代表者は、自校の参加者の感染症対策状況を責任もって管理する。

(2) 競技役員・補助員について

- ① 文書・メール等を活用し、事前打ち合わせを減らす工夫をする。
- ② 新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい高齢の競技役員および基礎疾患を持っている競技役員には、できる限り委嘱しない。
- ③ 3密の回避行動、競技場内では必ずマスクを着用することを徹底し、使い捨ての手袋を緊急時にすぐに着けられるように携帯する。

- ④ 共用物の使用後は手洗い・手指の消毒を欠かさない。
- ⑤ 対人距離を確保するため、医務室の広さを十分に確保し、看護師を医務室に常駐させる。
- ⑥ 個人防護服を準備する（マスク、フェイスシールド、手袋など）
- ⑦ 競技役員と競技者の動線をできる限り分ける。

(3) 観戦・応援について

- ① 競技場内の入場は ID・リストバンド発行者のみ認める。
- ② 競技者・大学関係者については、各大学の参加者名簿に記載された者のみ入場を認める。
- ③ 声を出しての応援・秒読み等については公園内のいかなる場所においても認めない。

Ⅲ 競技運営に関する配慮事項

- ① 給水の競技役員・補助員は手指の消毒をし、マスク・手袋・フェイスシールド等を着用する。
- ② 給水所でスポンジは使用しない。
- ③ 滞留を防ぐため、記録の発表は記録掲示板を利用せず、Twitter 及び HP にて行う。

Ⅳ 報道について

- ① 取材時はマスクを着用する。
- ② **開催 1 週間前の体調管理・検温の義務と体調管理チェックシートの提出**、および終了後 2 週間の体調管理・検温を行い、受付に提出する。
- ③ 会場内では手洗いや咳エチケットなどの実施を心がける。
- ④ 事前に関西学連に問い合わせを行い、本連盟が定める感染症対策を遵守する場合のみ入場を認める。

Ⅴ その他

(1) 施設所有者・管理者への確認事項

- ① 競技終了後すべての箇所（机、いす、ドアノブ、パソコン、トイレなど）を消毒する。

(2) 参加者への周知事項と対応事項

- ① 参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、大阪府とあらかじめ検討しておく。
- ② 参加者は新型コロナウイルス感染症を疑うような何らかの症状が出現した場合は、必ず最寄りの居住地自治体の衛生部局に報告し、関西学連に報告する。
- ③ 競技会終了後、2 週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は関西学連に報告する。
- ④ 感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する。